省　　令

○厚生労働省令第二十七号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項及び第七十二条第一項（これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第一条　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「又は同項第四号」を「、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項に規定する地域医療支援病院（同法第七条第二項第五号に規定する一般病床（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関及び同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に係るものを除く。）の数が五百以上であるものに限る。）及び医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。

二　選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること。（厚生労働大臣の定める場合を除く。）

第五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（領収証等の交付）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二の二　前条第二項の厚生労働大臣の定める保険医療機関は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第五条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、患者から求めがあつたときは、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2　前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第五条の四第一項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を、「第五条第二項」の下に「又は第三項第二号」を加える。

第六条中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。

第十一条第二項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

第二十四条の表第五条第二項の項を次のように改める。

第五条第二項	第八十五条第二項又は第百十条第三項	第百四十九条において準用する法第八十五条第二項又は第百十条第三項	第六十一条第二項又は第十六条第三項	
	第八十五条の二第二項又は第百十条第三項	第百四十九条において準用する法第八十五条の二第二項又は第百十条第三項	第六十二条第二項又は第十六条第三項	
	法第六十三条第二項第三号	法第百四十九条において準用する法第六十三条第二項第三号	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号	
	同項第四号	法第百四十九条において準用する法第六十三条第二項第四号	健康保険法第六十三条第二項第四号	
	同項第五号	法第百四十九条において準用する法第六十三条第二項第五号	健康保険法第六十三条第二項第五号	
	第八十六条第二項又は第百十条第三項	第百四十九条において準用する法第八十六条第二項又は第百十条第三項	第六十三条第二項又は第十六条第三項	

第二十四条の表第六条の項第二欄中「法第百二条」を「第百二条第一項」に改め、同項第四欄中「同条第二項」を「第七十四条第一項」に改める。

様式第二号を次のように改める。